

○経済産業省告示第二百号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第六十号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

経済産業大臣 宮沢 洋一

第二号中「ハ」を「ニ」の<sub>レ</sub>の項に掲げる貨物をいう。）、同理事会決議第二千百九十九号に定めるシリアにおいて不法に取得された文化財（輸入公表二の表のハの<sub>レ</sub>の項のニの欄の<sub>レ</sub>）に、「場合。」を「場合」に改める。

第六号、第八号及び第九号中「場合。」を「場合」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年九月十八日から施行する。ただし、第九号の改正規定は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

新旧対照表

○輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合（平成二十七年経済産業省告示第百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>二 国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号に定めるイラクにおいて不法に取得された文化財（輸入公表二の表のハの項に掲げる貨物をいう。）、同理事会決議第二千百九十九号に定めるシリアにおいて不法に取得された文化財（輸入公表二の表のハの項のイの項のハの項に掲げる貨物をいう。）、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に定める盗取された外国文化財（輸入公表三の6の(2)に掲げる貨物をいう。）、又は武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書に定める占領地域の文化財（輸入公表三の6の(3)に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合</p> <p>三〇五（略）</p> <p>六 キンバリープロセス認証制度に定めるダイヤモンド（輸入公表二の二の表のハの1の7102・10から7102・31までの項及び三の8の(7)に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合</p> <p>七（略）</p> <p>八 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定めるものの（輸入公表二の二の表のハの4に掲げる貨物及び輸入公表三の8の(8)に掲げる貨物（同条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質を使用するものに限る。）をいう。）を輸入しようとする場合</p>	<p>二 国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号に定めるイラクにおいて不法に取得された文化財（輸入公表二の表のハに掲げる貨物をいう。）、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に定める盗取された外国文化財（輸入公表三の6の(2)に掲げる貨物をいう。）、又は武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書に定める占領地域の文化財（輸入公表三の6の(3)に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合</p> <p>三〇五（略）</p> <p>六 キンバリープロセス認証制度に定めるダイヤモンド（輸入公表二の二の表のハの1の7102・10から7102・31までの項及び三の8の(7)に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合</p> <p>七（略）</p> <p>八 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定めるものの（輸入公表二の二の表のハの4に掲げる貨物及び輸入公表三の8の(8)に掲げる貨物（同条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質を使用するものに限る。）をいう。）を輸入しようとする場合</p>

九 水銀に関する水俣条約に定める水銀（水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（平成二十七年経済産業省告示第百五十九号。以下「水俣条約に係る輸入公表」という。）第一号に掲げる貨物をいう。）又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）に定める特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品（水俣条約に係る輸入公表第二号に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。

九 水銀に関する水俣条約に定める水銀（水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（平成二十七年経済産業省告示第百五十九号。以下「水俣条約に係る輸入公表」という。）第一号に掲げる貨物をいう。）又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）に定める特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品（水俣条約に係る輸入公表第二号に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。